

中国製食品に関するお知らせ

平成 19 年 7 月 1 日

株式会社エックスヴィン
商品開発部

昨今の中国製食品による問題について下記の通りお知らせ致します。

記

日本では平成 15 年 5 月 30 日に公布され、平成 18 年 5 月 29 日から施行された食品衛生法の改正法の第 11 条・12 条に農薬に関する記述において、ポジティブリスト制を導入しています。これにより、中国他国外からの輸入品については、残留農薬の厳しい基準をクリアしないと国内流通が出来ない仕組みになりました。日本のポジティブリスト制は世界一厳しいと言われ、残留基準の設定されていない農薬が残留する食品の販売等を禁止する制度です。故に、未許可の薬剤が混入することも基本的にありません。このように食品衛生法によって輸入品の規制がとられており、厚生労働省の検疫所において、輸入する者からの届出書をもとに、検査・指導が行われています。検査内容は法令第 26 条～第 28 条に基づいた「命令検査」「行政検査」「登録検査機関または、輸出国公的検査機関等で実施する自主検査」となります。

弊社では安全性を最も重視しており、法令を遵守し、問題を発生させないよう自主的に検査・指導を行っています。現在の商品におきましても、検査を現地生産工場、輸出時、国内輸入時の計 3 回行っております。そして全ての検査において合格したもののみを国内流通、使用しております。

更に今後も一層の努力をし、お客様へ安心できる安全な商品をお届けする所存です。

以上

尚、弊社の中国製食品に関するご質問・お問い合わせは、コーポレートサイトのお問い合わせフォームよりご連絡いただきますようお願い致します。